

6.3.2 他事業体からの応援体制

全国の水道事業者で地震被害が発生した場合において、日本水道協会を中心とする支援体制については、阪神・淡路大震災の教訓を受けて、要綱と具体的な支援フローが、その被害規模に応じた形で決められている。

今回の地震被害は、能登地域ほぼ全域で発生し、石川県の市町のみでの支援対応のレベルを超えていたため、日本水道協会中部地方支部長都市である名古屋市を中心として、富山県、福井県支部からの支援を要請した。また、県として自衛隊等の出動を要請している。

また、資材調達等において、水道関係諸団体の応援も早期復旧に大きく貢献した。中部以外の地方支部からも、日本水道協会本部へ多くの応援申し出があったが、混乱が予想されることから待機することとなり、結果的に中部地方支部内のみでの対応で収束することができた。

今後の課題であるが、広域化や業務の委託化など、水道事業者を取り巻く環境は大きく変化しており、将来的にもますます拡大していく傾向にある。特に、小規模な簡易水道への支援について、そのあり方や具体的方法を、行政部門との関連の中で整理していかなければならない。そのため、緊急時の相互支援体制が確立されていない事業者では、今回の支援を教訓に、県、市町村、日本水道協会との「連携システム」を再検討し、既存の支援体制マニュアルの補強、充実に努めることが大切である。

6.4 応急給水

応急給水の面で特徴的なことは、志賀町で自衛隊の給水応援を受けたが、事前に給水車の大きさ等の情報を得て、取水場所を選定しておくことも大切である。また、今回も応急給水活動時の加圧ポンプ車の有効性が報告されており、地震災害時における応急給水計画を作る際に参考とすべきである。また、七尾市と志賀町の一部の配水池には緊急遮断弁が設置されておらず、一部地域において配水池水位が低下し、応急給水の水が不足したことが報告されている。特に容量の大きい配水池や拠点配水池には、今後、緊急遮断弁の設置を検討すべきである。

一方、今回の震災では、断水した一部の拠点病院に対して優先的な応急給水体制を講じたが、結果的には余震などが考慮され、人工透析患者については他の病院へ移送する措置を講じられた。必ずしも人工透析患者の移送の原因が水の問題だけとは限らないが、配水池から拠点病院等に至るルート耐震化と、断水を想定した応急給水の具体的な方法を取り決めの重要性が再確認された。